

信州大学「大学間交流協定に基づく交換留学派遣プログラム」募集要項

2023 年後半分

1. 主旨・目的

信州大学の大学間交流協定に基づく学生交流により、派遣先大学との親善を深め、相互交流の拡大と本学のプレゼンス向上に寄与するとともに、外国の地での生活・修学等の実体験を通じて、グローバル社会に対応できる国際感覚、語学力、異文化理解能力等を涵養することを目的とする。

2. 募集概要

募集対象校：2023年7月1日より2023年12月末までの時期に第一学期が始まる協定校、および2023年1月1日より2023年6月末までの時期に第一学期が始まる協定校のうち前回募集で派遣枠に空席がある協定校（別紙「派遣対象校一覧」参照）

派遣期間：1年以内（最低1セメスター以上）

募集人員：原則として、各協定校との協定に基づく人数（別紙「派遣対象校一覧」参照）

募集対象：本学学部および大学院に在籍する正規学生

3. 応募資格

- (1) 申請時から留学期間終了時まで本学に在籍していること。（留学期間中の休学は不可）
- (2) TOEFL-iBT 41点以上または TOEFL-ITP 437点以上または IELTS 5.0以上または TOEIC 400点相当以上の英語力を有していること。
- (3) 本人および保証人連署による同意書が提出されること。
- (4) 以下のような活動により、交換留学の促進に貢献する意思のあること。

留学中：信州大学の学生や関係者に、留学先での生活の様子や派遣先大学の状況などを伝える。
派遣先大学において信州大学への留学を希望する学生を支援する。

帰国後：各種報告書作成や留学促進イベントへの参加協力等により、留学希望者を支援する。

4. 派遣条件

- (1) 留学期間中の授業料は本学に納入し、協定校での授業料は交流協定に基づき不徴収、その他の経費（各種準備経費、渡航費、査証申請、現地での宿舍費及び医療費、海外旅行（留学）保険への加入費等）は本人負担とする。
- (2) 派遣先協定校の求める成績および語学要件を満たしていること。
- (3) 本学が指定する海外旅行（留学）保険に加入すること。
- (4) コロナ禍においては、本学・派遣国や派遣先協定校から渡航に関する条件が付される可能性があることについて了承していること。

5. 選考基準

- (1) 所属学部・研究科の推薦を得られていること
- (2) 派遣希望先大学の要件を満たしていること
- (3) 本学での学業成績が良好であること
- (4) 派遣先大学での生活・修学に耐えられる語学力を有していること
- (5) 留学の目的と目標が明確であり、留学経験を将来に活かす意欲があること
- (6) 十分な学習意欲と計画があること
- (7) 派遣先大学との親善、相互交流拡大に貢献する意欲があること

- (8) 異文化の中で学習および生活する適応力とたくましさがあること

6. 申請書類

- (1) 申請書(様式 1):

様式 1-1『信州大学「大学間交流協定に基づく交換留学生プログラム(派遣)」2023 年後半出発分申請書』及び、様式 1-2『信州大学「大学間交流協定に基づく交換留学生プログラム(派遣)」2023 年後半出発分 申請書』に必要事項を記入し、所属学部/研究科の指導教員に相当する教員(1 年生はクラス担任)による確認を受けること。

- (2) 推薦書(様式 2):

(1)の申請書の確認を受ける教員に記入を依頼すること。記入いただいた推薦書は教員から直接受け取るか、教員に所属学部の学務係に預けていただくよう依頼すること。

- (3) 同意書(様式 3): 本人および保証人の署名・捺印要。

- (4) 成績通知書: 直近のもの(証明書発行機で入手可能)

- (5) 健康診断書: 原則 1 年以内の本学総合健康安全センター発行のもの(証明書発行機で入手可能)。本年度の大学定期健診を受診していない者は原則 1 年以内に医療機関で発行された健康診断書。(健康診断書の発行が間に合わない場合はグローバル化推進センターへお問い合わせください)。

- (6) 語学能力証明書:

- ①英語の語学能力証明書の写し

申請者全員提出すること。(TOEFL, IELTS, TOEIC が望ましいが、留学希望先大学での学習・研究に英語を使用しない場合は実用英語技能検定、GTEC、CASEC 等でも可。)

- ②留学希望先大学の要件として特定の語学スコアが課されている場合は、①に加え、その語学能力を証明する書類の写しを提出すること。(別紙「派遣対象校一覧」参照。)

※提出期限日までに公式スコアレポートが入手できない場合は、オンラインスコア確認ページを出力したものを仮書類として提出し、スコアレポートが届き次第、写しを提出すること。

(申請書類は提出後、所属学部内での審査を経て 11 月 25 日(金)までにグローバル化推進センターへ届く必要があります。)

7. 提出期限および提出先

所属学部・研究科の定める以下の期限日時までに所属学部・研究科の学務担当窓口へ提出すること。(持参できない場合は、提出方法について各学部に確認すること。)教育・工・農・繊維学部の 1 年生については、松本キャンパスのグローバル化推進センターで書類を受付け、当該学部に転送することも可能。その場合、下記期限日の 2 日前までにグローバル化推進センター窓口へ提出すること。

<各学部・研究科提出期限日>

人文(学部・大学院) : 11 月 4 日(金) 13:00	教育(学部・大学院) : 10 月 28 日(金) 16:00
経法(学部・大学院) : 11 月 4 日(金) 16:00	理(学部・大学院) : 11 月 4 日(金) 13:00
医(医学科) : 10 月 28 日(金)	医(保健学科) : 10 月 14 日(金)
医学系研究科(医科学・保健学)・総合医理工学研究科(医学・生命医工学・保健学) : 希望する場合は早めに相談	
工(学部・大学院) : 11 月 4 日(金) 16:00	農(学部・大学院) : 11 月 1 日(火)
繊維(学部・大学院) : 11 月 4 日(金) 16:30	

大学院生は、各キャンパスの基礎となる学部に提出してください。

8. 出発までのスケジュール(概略)

※下記スケジュールは、新型コロナウイルスの感染拡大状況により変更となる可能性があり、状況によっては例年どおり派遣できない可能性がある。

10月上旬	学内募集開始
10月下旬～11月上旬	各学部・研究科にて受付締切（期限日は7. 参照）
11月下旬	各学部・研究科にて推薦可否の審査
12月5日～8日、12日	グローバル化推進センターにて書類審査・面接選考
12月下旬	国際交流連絡調整会議において審議、派遣候補者を決定
2023年1月上旬	各学部/研究科を通じて申請者に結果通知、各協定校へ推薦連絡
1月または2月頃	第1回派遣前ガイダンス実施(参加必須)
2月中旬頃～	各派遣先大学へ入学許可申請書類を作成・提出
4月中旬頃～	派遣先大学から入学許可書受領。査証申請などの渡航手続き開始。
6月～7月頃	第2回派遣前ガイダンス実施(参加必須)
7月以降	出発

9. 選考について

- (1) 選考委員は、グローバル化推進センター長、副センター長、必要に応じて、交流協定締結以来の経緯と協定校の事情を考慮してグローバル化推進センター長が依頼する教員からなる。
- (2) 選考は、選考基準にてらして書類審査及び面接により行う。選考委員は、語学力、成績、申請書類、面接の内容から総合的に判断し、総合点の高い学生から順に派遣先希望順に受入枠の許す範囲で推薦する案を作成し、全学会議(国際交流連絡調整会議)に付議する。

10. 応募にあたっての注意

- (1) 派遣先大学からの入学許可をもって最終的な派遣決定となるため、学内推薦決定後であっても、派遣が保障されている訳ではない。また、査証(ビザ)取得等の渡航手続きは派遣者本人の責任において行うこと。
- (2) 学内推薦決定後であっても、著しく学力が低下した場合、または素行不良(手続き・連絡の滞り等を含む)が認められる場合には派遣を取り消される場合がある。
- (3) 留学期間中の身分は「休学」ではなく「留学」となり、留学期間は本学在学期間に算入される。従って、所属学部・研究科のカリキュラムにもよるが、4年(修士は2年)での卒業も可能である。
- (4) 協定校で取得した単位が自動的に信州大学の単位に互換される訳ではない。単位認定の可否は派遣学生の所属学部・研究科の判断に委ねられている。なお、外国人学生の場合は、日本における在留資格「留学」を維持するために派遣先大学で取得した単位が信州大学の単位に互換されることが必要であるため、十分留意すること。
- (5) 外国人学生の申請にあたっては、日本の在留資格の維持に十分留意し、留学期間中のみならず帰国後も信州大学での学業を継続することに支障のないよう、各自の責任において必要手続きを行うこと。
- (6) 留学中に関わる費用について保証人もよく相談したうえで、経済的な裏づけをもって応募すること。
- (7) 大学院レベルの科目履修を希望する場合は、学部レベルとは条件が異なる場合があるため、グロー

バル化推進センターに相談すること。また大学院生の交換留学については、留学先での学習が概ね半分以上大学院レベルの学習となるよう計画すること。

- (8) 学内推薦決定後は、直ちに第1回ガイダンスへの出席、(派遣先大学によっては)派遣先大学への申請書類準備を行う必要があるため、春季休暇中の計画には十分留意すること。
- (9) 派遣先国・地域の情勢によっては派遣条件や派遣可否が変更される場合がある。

11. コロナ禍における派遣の注意

- (1) 新型コロナウイルス感染症影響下においては、派遣の中止または出発の延期・期間の短縮、派遣後の早期帰国が発生するようになる可能性がある。また、渡航ができる場合でも本学・派遣国や派遣先協定校から渡航に関する条件が付される可能性がある。例として、派遣国や派遣先協定校が入国時の水際措置や新型コロナウイルスのワクチン接種を求める場合、それらの指示に従う必要がある。
- (2) 外務省の感染症危険情報レベルによっては、同意書(様式3)に加えて、「新型コロナウイルス感染症の影響下における渡航についての誓約書」の提出を求める場合がある。
- (3) 留学先国・地域・大学では法令・規則を遵守するとともに、新型コロナウイルス感染症感染の疑いが生じた場合や濃厚接触者として指定された場合や感染した場合には、留学先国・地域の隔離措置などの指示に従う必要がある。
- (4) 水際対策や検査など必要な措置には従い、それに係る費用は自己負担となる。

12. 問い合わせ先

信州大学グローバル化推進センター(GEC) (松本キャンパス 全学教育機構南校舎 2F)

Email: gecgd@shinshu-u.ac.jp